

払戻金制度

当社の紹介により採用された求職者の雇用が、勤務先企業の組織変更、当該ポジションの廃止、企業の合併・買収、または職務内容の実質的な変更以外の理由により、就業開始日から6ヶ月以内に終了した場合、当社は、以下の区分に応じて紹介手数料の返金を行うものとします。

雇用終了の時期	返金率
就業開始日から1ヶ月以内	50%
就業開始日から1ヶ月超3ヶ月以内	25%
就業開始日から3ヶ月超6ヶ月以内	10%

本制度の適用にあたっては、以下のすべての条件を満たす必要があります。

- (1) 当該求職者が、期間の定めのない雇用契約のもとで、適法かつ正当な条件により採用されていること
- (2) 雇用契約の終了が、求人企業側の都合による解雇（人員整理等）ではなく、正当な事由によるもの、または当該求職者本人の意思によるものであること
- (3) 求人企業が、当該求職者の雇用終了から7日以内に、書面にて当社へ通知すること
- (4) 求人企業（またはその子会社・関連会社を含む）が、当該求職者の雇用終了後12ヶ月間、当該求職者を再度雇用しないこと
- (5) 紹介手数料が全額支払い済みであること

※ただし、求人企業との個別の契約条件により、別途定めを設ける場合があります。

許可番号：13ーユー316275

事業所の名称及び所在地：Azure One株式会社
東京都中央区日本橋小舟町8番13号 天翔日本橋ビル4階 408-V号室